

改正

令和 2 年 4 月 1 日告示第32号

令和 5 年 4 月 1 日告示第58号

令和 6 年 3 月14日告示第15号

四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会設置要綱

題名改正〔令和 6 年告示15号〕

(趣旨)

第 1 条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の 8 第 1 項及び介護保険法(平成 9 年法律第123号)第117条第 1 項の規定に基づく、四万十町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定及び推進を図るため、四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業推進計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

一部改正〔令和 6 年告示15号〕

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

一部改正〔令和 6 年告示15号〕

(組織)

第 3 条 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 介護保険被保険者、サービス利用者 2 人以内
- (3) 保健・医療・福祉関係者 2 人以内
- (4) 介護保険サービス事業関係者 2 人以内
- (5) 四万十町地域包括支援センター運営協議会及び四万十町地域密着型サービス運営委員会代表
- (6) 公募による者 4 人以内

一部改正〔令和2年告示32号・5年58号・6年15号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を喪失したときは、委員を辞職したものとみなす。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

一部改正〔令和6年告示15号〕

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔令和6年告示15号〕

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めること並びに資料の提出を求めることができる。

一部改正〔令和6年告示15号〕

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢者支援課に置く。

一部改正〔令和2年告示32号〕

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第32号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第58号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 14 日告示第 15 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。